

受験者は34人、平均点は約7.4点と少々上がりました。

- 01 所有権を侵害された者は所有権侵害（またはそのおそれ）を理由として、健康を害された者は人格権の侵害（またはそのおそれ）を理由として、侵害行為の差止めを請求できる。~~不法行為を理由とする差止めも、判例は広く認めている。大阪空港騒音訴訟など消極的。この問題について約4分の1以上が不正解というのは意外でした。~~
- 02 公権力の行使を伴う職務執行に際して加害行為をした公務員に対しては、被害者は雇主である国や公共団体の国家賠償法上の責任追及と並んで、~~民法上の不法行為責任を追及することができる。公務員個人に責任なしとするのが判例。~~
- 03 自動車による事故の被害者は、運転者はもちろん、運転者とは別人の加害車両の所有者に対しても、~~大損・物損を問わず、~~相当因果関係のあるすべての損害の賠償を請求できる。自動車損害賠償保障法は人損のみが対象。「すべての損害の賠償を請求できる」の部分が消している答案が見られました。自動車損害賠償保障法の対象は人損のみであり、運転者ではない所有者に対しては、(物損を含む) すべての損害の賠償を請求できるわけではないことから、この抹消もあながち間違いとはいえないため、正解としました。もっとも、このような答えが自動車損害賠償保障法の規律を正しく理解しているか疑問もあります。一般的な損害賠償範囲に関する問題と混同している可能性があるからです。こうした点では、理由を書かなくてよい問題形式の限界を感じます。
- ④ 民法717条の土地工作物についても国家賠償法2条の営造物責任についても、その瑕疵には、安全性を欠いた物理的欠陥だけではなく、機能上の欠陥も含まれる。管理の瑕疵はいわばソフト的な瑕疵。
- 05 騒音を理由として公共交通機関の運行の差止めを認めるかどうかを判断に際しては、一方で、被侵害法益の種類や侵害の程度、他方で、~~差止めの対象とされた行為のもつ公共性や公益性が、主として衡量される。主としてではないし、公共性・公益性の考慮には批判も強い。半数以上が不正解でした。やはり講義時間中に取り上げている問題とそうでないものとの落差が大きい感じです。~~
- ⑥ 失火責任法は、不法行為責任の特則であり、賃貸借契約上の債務不履行責任を免責するものではない。明文通り。
- 07 製造物責任法に基づく損害賠償責任は、過失を要件とせず、通常有すべき安全性を欠くという意味の欠陥を要件とする責任である。欠陥や、欠陥と損害の間の因果関係は法律上推定されないが、~~製造者は、不可抗力以外は免責されない。開発危険の抗弁。約3割の人が不正解でした。欠陥や因果関係は推定されないという部分を誤りとしている答案が散見されました。~~
- 08 719条1項前段において、強い関連共同性と弱い関連共同性の二分論を支持する考え

財産法の基礎 2 第 4 回 特殊な不法行為の要件と特有の効果

知識確認ミニテストの正誤とポイント

方によると、強い関連共同性が認められる場合には、寄与度減責は認められない。共同不法行為者は被害者に対して不真正連帯債務を負い、全部の損害を賠償した共同不法行為者の1人は、~~常に、他の共同不法行為者に応分の求償をすることができる。~~違法性や加害態様など種々の状況次第で主たる責任者は求償できないこともある。

09 Y社では、休日に従業員が作業場や一定の機械を使用することを黙認していたが、勤務時間外とする扱いをしていた場合において、休日の作業場の使用の際に従業員Aのミスで従業員Xが負傷したとしても、~~Xは勤務時間外であることを承知しているのでYの責任を追及できない。~~外形標準説が妥当して善意が要件となるのは取引的不法行為のみ。

⑩ ある会社の廃棄物が損害発生の原因となったことは明確だが、廃棄行為をした者を特定できない場合には、715条によって被害者がその会社の責任を追及することはできない。715条の要件を充たしません。3分の2以上の人々が不正解でした。法人の過失を問う余地があるため本肢は誤りであるとしている人が多かったですが、その形での責任追及は709条による組織体自体の責任です。根拠条文にも十分注意を払いましょう。